

問 / 地域づくり支援課 内2254 463-2648

アンテナ!
ニュース



改正貸金業法が 6月18日に完全施行されました

多重債務の防止を柱とした改正貸金業法が6月18日から完全施行され、個人の借入総額を年収の3分の1までとする総量規制や上限金利の引き下げが導入されました。
改正のポイントやQ & Aをご紹介します。

! 改正のポイント !

過剰貸付の抑制

貸金業者からの過剰な貸し付けを抑制するために、借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入されました。

「総量規制」とは、貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている方に対して新規の貸し付けを禁止するものです。

総量規制は、貸金業者からの個人の借り入れに適用されます。

貸金業者とは、例えば、消費者金融、クレジットカード会社を指します。

銀行のカードローンなど、貸金業者以外からの借り入れは対象外です。

クレジットカードによる商品購入(ショッピング枠)は貸金業法の対象外です。

法人名義での借り入れは対象外です。

個人事業者は、事業・収支・資金計画の提出により、総量規制の基準を超える借り入れが可能です。

住宅ローン、自動車ローンは、総量規制の対象外です。

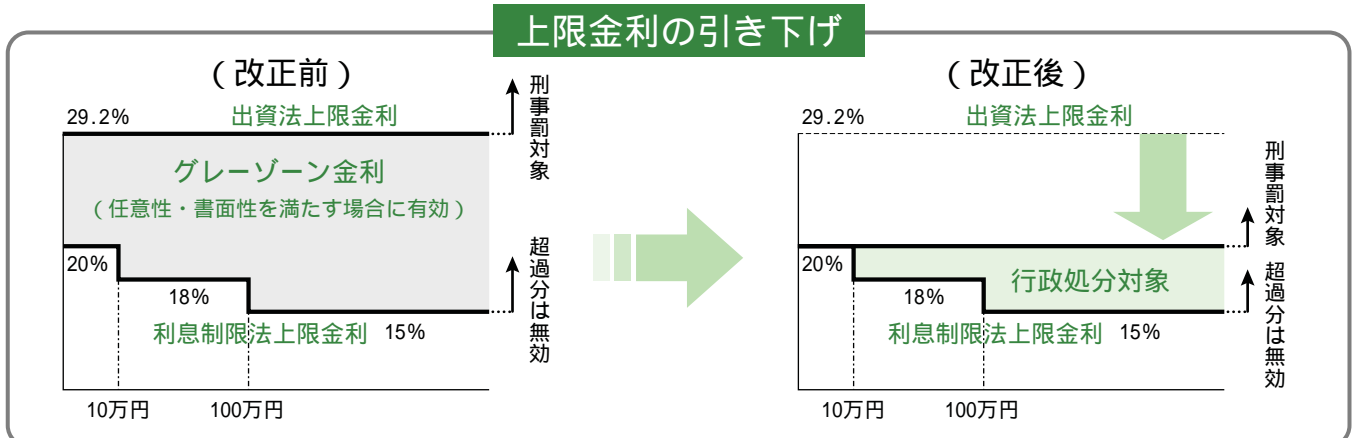
例えば、自動車ローンの借入残高が年収の3分の1を超えていたとしても、新規の借り入れは可能です。



金利体系の適正化

今までの出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利としました。

上限金利の引き下げ



貸金業法 改正

Q & A

Q1 貸金業法の対象となる「貸金業者」とは、どんな業者ですか？

A1 お金を貸す業務を行っており、財務局または都道府県に登録している業者のことを「貸金業者」といいます。具体的には、消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者です。銀行や信用金庫、信用組合、労働金庫なども、さまざまな融資を行っていますが、これらは「貸金業者」ではありません。

Q2 ヤミ金融とは何ですか？

A2 ヤミ金融は、貸金業法に基づく登録を受けずに、違法に貸金業を営む業者です。登録を受けた「貸金業者」ではありません。ヤミ金融の中には、違法な金利で

の貸し付けを行ったり、借り手を精神的に追い詰めるような過剰な取り立てを行うものもあります。

ヤミ金融からは、絶対に借りてはいけません。

Q3 貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を超えている場合は、超えている額をすぐに返済しなければならないのですか？

A3 年収の3分の1を超える借入れがある場合でも、貸金業者から新規の借入れができなくなるだけで、ただちに年収の3分の1までの返済が求められるわけではありません。契約通りに返済を続けてください。

Q4 複数の貸金業者から借入れがある場合は、1社からの借入れが、年収の3分の1を超えなければよいのですか？すべての借入れの合計が年収の3分の1を超えないことが必要ですか？

A4 複数の貸金業者から借れている場合、すべての貸金業者からの借入れの合計額が、年収の3分の1以内であることが必要です。年収の3分の1を超えている場合、新たな借入れができなくなります。

Q5 貸金業者から借りたいのですが、私は専業主婦で、現在、収入がないので、「年収を証明する書類」を提出することができません。どうすればよいのですか？

A5 配偶者の同意を得て、借入れをすることができる場合があります。その際は、配偶者の年収を証明する書類、借入れについての配偶者の同意書などが必要となります。

Q6 急に借入れができなくなり生活が苦しくなりました。どうすればよいのですか？

A6 貸金業法上、貸金業者は、借入れ、返済に関する相談または助言などの支援を実施することができる団体を紹介するよう努めることとなっています。また、現在の借入れを借り換えることなどにより、月々の返済負担が緩和される場合もあります。このような点について、一度、借入先の貸金業者にご相談ください。

一方、返済の見込みが立たないのに、新たな借入れを行うことは、多重債務に陥る可能性があります。返しきれないほどの借入れがあってお困りの際は、市の消費生活相談室にご相談ください。

さらに詳しい情報を知りたい方は、金融庁ウェブサイト(www.fsa.go.jp)でご確認ください。

ひとりで悩まずご相談ください

多重債務相談窓口

無料で相談できます

悩む前にお電話を!



市の相談窓口

朝霞市消費生活相談
市役所2階 消費生活相談室
面談・電話相談(予約なし) 463-1111(因 2256)
日時/月~金曜日 午前10時~正午・午後1時~4時
朝霞市法律相談
市役所2階 地域づくり支援課
面談相談(予約制) 463-2648(直通)
日時/水・金曜日 午前10時~正午・午後1時~3時

そのほかの相談窓口

(詳しくは、各相談機関へお問い合わせください)

埼玉県 県民相談総合センター
埼玉県庁第2庁舎1階(さいたま市浦和区)
面談相談(予約制) 048-728-9601
日時/金曜日 午後1時~4時
埼玉弁護士会 法律相談センター(さいたま市浦和区)
面談相談(予約制) 048-710-5666
日時/月・水・木曜日 午前10時~正午・午後1時~4時
火・金曜日 午前10時~正午
電話相談(予約なし) 048-865-0969
日時/月~金曜日 午前10時~正午・午後1時~4時
関東財務局 多重債務相談窓口
さいたま新都心合同庁舎1号館17階(さいたま市中央区)
面談・電話相談(予約なし) 048-600-1113(直通)
日時/月~金曜日(祝祭日を除く) 午前9時~正午・午後1時~5時

平成21年度

消費生活相談

ランキング

消費生活相談件数の推移

年度	件数(件)
平成17年度	692
平成18年度	654
平成19年度	583
平成20年度	601
平成21年度	653

平成21年度朝霞市
消費生活相談の
受付件数は

653件

ここ数年は「架空請求・不当請求」の相談が一番多く寄せられて来ましたが、平成21年度は改正貸金業法の完全施行を目の前にして「多重債務」の相談が多く、また相談ランキング1位～3位は相談全体の40.7%を占めています。

第1位

多重債務問題

事例

サラ金から借金をして返済をしているが、元金が減らない。どうしてか。

ポイント

『利息の引き直し計算』(1)をすることで借金が減ったり、なくなったりします。

(1)「出資法」で定める利息の上限.....年利29.2%

「利息制限法」で定める利息の上限...年利15%～20%

契約時から現在までの分を「利息制限法」に基づき引き直した金額で計算のやり直しをすること

事例

ヤミ金融と思われるところから、融資するというので突然電話が入った。その後ダイレクトメールも届き融資してもらった。どうしたらいいか。

ポイント

埼玉県弁護士会所属の「ヤミ金融被害対策埼玉弁護士団」へ相談しましょう。

048-836-3466

月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

債務については、多重債務の専門家に相談することが大切です。相談は無料で出来ます。秘密も守られますので安心してご相談ください。



第2位

架空請求・不当請求

事例

無料着歌をダウンロードしたのに「登録になりました」と表示され登録料を請求されたがどうしたらいいか。

ポイント

有料という表示もなく有効な契約とは言えません。たとえ、有料サイトであっても、あらかじめ料金の表示がなければ契約は成立しません。こちらから連絡を取らず無視することです。

事例

国民生活問題対策確認書と書かれた債権の請求が届いた。簡易裁判所より訴状申請したと書かれている。

ポイント

身に覚えがないのであれば支払う必要はありません。存在しているかのような公共機関名から送付されるはがき。実は大量に印刷して送られています。身に覚えがないからといって、問い合わせの連絡をすることによって、さらに個人情報を伝えることになり、さまざまな方法で請求が来てしまいます。相手へ連絡することはやめて、根拠のない請求にはお金を振り込まないよう無視してください。

第3位

賃貸住宅の敷金トラブル

事例

賃貸アパートを退去した際、ハウスクリーニング代等を請求された。契約書に賃貸主と賃借人の退去時の負担率が印刷されていて、最後に手書きでハウスクリーニング費用は賃借人負担と書かれている。説明はなかった。

ポイント

国土交通省の「ガイドライン」(2)を参考に、退去時条項の説明はなかったことを内容証明郵便で通知する方法もあります。まずは賃貸主と話し合ってみましょう。

(2)国土交通省が「原状回復を巡るトラブルとガイドライン」を作成し、原状回復の定義と費用負担について一般的なルールを示したもの。

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaidokai.pdf>

消費生活相談室だより Vol.16

今月は「情報商材()」の購入についての相談をご紹介します。
「情報商材」とは、『必ずもうかる』『必ずモテる』などのノウハウを紹介するテキストやCD等のことです。

相談内容

ネットで在宅ビジネスの情報商材を購入したが、思っていたものと違っていたので解約したい。以前購入した情報商材はたいした内容ではなかったが、今回は高額なので大丈夫かと思った。

消費者へのアドバイス

情報商材が価値ある情報かどうかは、中身を見るまで分かりません。実際に得られる情報が考えていたものではない場合もあります。購入の際は、次の点に気をつけましょう。

- 購入は、広告に注意して慎重に検討する。
- 返金保証があるからと言って、安易に契約しない。
- 購入する前に販売者の連絡先等を確認する。
- カードで購入した場合でトラブルが生じた際は、カード会社に事情を説明し協力を求める。
- 困ったことがありましたら、消費生活相談室へご相談ください。

ご利用ください



相談日 / 毎週月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時
場所 / 市役所2階(25番窓口)
消費生活相談室
電話 / 463-1111 内2256

「こんなことで相談なんて…」とあきらめることはありません。商品の品質や安全性、契約、悪質商法、多重債務などについて、専門資格を持った消費生活相談員が相談に応じています。相談の秘密は守られて

います。

消費生活相談は、国や県でも行っていますが、市役所の消費生活相談はもっとも身近な相談室です。

契約に関する消費生活相談では、契約書やパンフレットなどのほか、担当者の名刺やセールストークで使われたメモなど、お手持ちの関係書類をできるだけそろえていただくと、相談員が正確な相談内容を知るために役立ちます。

また、「解約したい」「交換したい」といった意向を確認するためにも、契約当事者である本人が相談してください。本人が相談できない場合は、本人の承諾を得て、詳しい内容をお聞き取りください。



土曜、日曜日に開設している相談窓口

全国消費生活相談員協会
03-3448-1409
受付時間 / 午前10時～正午、午後1時～4時

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
03-5729-3711
受付時間 / 正午～午後5時